

議事1)

令和6年度の連絡協議会について(案)

第18回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

令和6年2月1日(木)

<目次>

1. 大型車通行適正化に向けた課題整理
2. 令和6年度の連絡協議会の活動方針(案)について

1. 大型車通行適正化に向けた課題整理

課題①：社会一般も含めた特車制度の周知

今年度確認した具体的な課題内容

- 社会一般の特車制度の認知度は約5割となっており、大型車ドライバーにおいても約7割に留まっていることから、認知度向上に向けた継続的な広報活動の実施が必要である。



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
社会一般	<ul style="list-style-type: none">① 生の声による感情移入度が高く共感を得やすいラジオCM(複数局)による広報やCMのシナリオ動画の作成② 連絡協議会委員主催のイベントへの参画③ 特車情報Xによる継続的な情報提供④ 連絡協議会委員によるポスター・チラシの一斉掲示及び配布	<ul style="list-style-type: none">⑧ SNS(特車情報X)の活用拡大及び連絡協議会HPとの連携
荷主	<ul style="list-style-type: none">⑤ 工事安全協議会を通じたの工事現場等でのポスターの展開 上記①、③、④を継続実施	
運送事業者等	<ul style="list-style-type: none">⑥ 連絡協議会委員(関係企業団体)が発行するメルマガ、機関紙等への寄稿⑦ クレーンオペレータアンケート調査 上記①、③、④を継続実施	

1. 大型車通行適正化に向けた課題整理

課題②: 協会等非加盟事業者に対する広報手段

今年度確認した具体的な課題内容

- 協会等の非加盟事業者を限定して周知する手段がないため、加盟・非加盟を問わず、広く啓発活動を継続することが必要である。



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
運送事業者	<ul style="list-style-type: none">① 運行管理者等指導講習及び整備管理者研修資料にチラシを掲載② 運送事業適正化機関を通じたチラシ配布	<ul style="list-style-type: none">③ 加盟・非加盟を問わず運送事業者の参加が想定される講習会等を通じた特車制度説明会の実施、または説明資料の配布
クレーン事業者	<ul style="list-style-type: none">④ クレーン車製造メーカーを通じた購入者へのチラシ配布	

1. 大型車通行適正化に向けた課題整理

課題③: 違反車両の交通安全対策

今年度確認した具体的な課題内容

- 大型車両が関係する交通事故は社会的影響も大きいいため、引き続き交通安全対策の取組みが必要。



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
運送事業者等	<ul style="list-style-type: none">① 警察署窓口等でのチラシ配布② 取締、違反者講習会、交通安全キャンペーンでのチラシ配布③ 大型車の車輪脱落事故防止等のチラシ配布	<ul style="list-style-type: none">④ 合同取締作業部会と連携した広報の実施

1. 大型車通行適正化に向けた課題整理

課題④：荷主の法令遵守に向けた対策

今年度確認した具体的な課題内容

- 荷主の認知度／理解度の改善により、荷主都合の変更指示が減少傾向にあったが、今年度は昨年度比で荷主都合の変更指示が増加していることから、荷主に対する啓発活動を継続していく必要がある。



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
荷主・受注者	<ul style="list-style-type: none">① 民間の土木・建築工事の発注者やクレーンを使用する建設業者が加盟する協会等が主催する講習会等を利用した特車制度説明会の実施、または特車制度説明資料の配布② 荷主のメルマガ・機関誌・HP等へ継続的にチラシ等の掲載、及び荷主へのチラシ、ポスターの配布③ 工事安全協議会等を通じた受注者へのポスター配布④ 自治体工事発注部署を通じた受注者へのチラシ配布	<ul style="list-style-type: none">⑤ 加盟・非加盟を問わず荷主の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じ、特車制度説明会の実施、または説明資料の配布を行う

1. 大型車通行適正化に向けた課題整理

課題⑤: 特車申請の審査期間短縮

今年度確認した具体的な課題内容

- 特車通行審査に際して、道路管理者における個々の状況に応じた課題・疑問点の確認されたため、引き続き、特車手続き(申請・審査)の統一化・適正化に向けた取り組みが必要。
- 特車手続きが早く、簡単、便利な特車確認制度の利用率が低いことから、確認制度の利用促進によって、特車手続き全体としての迅速化を図る必要がある。



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
道路管理者	① 個別協議期間の短縮や審査内容の統一化等への意見交換	
申請者	② 申請手続きの適正化(道路管理者の審査の効率化に資する対応)等への意見交換	③ 行政書士会を通じたチラシ、特車制度説明資料等の配布

2. 令和6年度の連絡協議会の活動方針(案)について

大型車通行適正化に向けた課題を踏まえて、以下の活動方針(案)としたい。

実施主体	活動方針(案)
連絡協議会	<ul style="list-style-type: none">➤ 広報活動<ul style="list-style-type: none">● 社会一般も含めた特車制度の周知の実施 (課題①への対応)● 協会等非加盟事業者も含めた啓発活動の実施 (課題②への対応)● 違反車両の交通安全対策に向けた啓発活動の実施 (課題③への対応)● 荷主の法令遵守に向けた啓発活動の実施 (課題④への対応)➤ 効果検証 運送事業者、荷主及び社会一般に向けた広報効果の検証
合同業取締会	<ul style="list-style-type: none">➤ 連絡協議会の関係機関が連携した合同取締の実施➤ 取締活動を通じた交通安全対策等に関する広報活動の実施 (課題③への対応)
通行許可迅速化検討部会 (迅速化(トラック)WG)	<ul style="list-style-type: none">➤ 特殊車両通行手続きの迅速化に向けた意見交換➤ 特殊車両通行確認制度の利用促進に向けた広報活動の実施 (課題⑤への対応)